

美濃市民の歯と口腔の健康づくり条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民の歯及び口腔の健康づくり推進に関する基本方針を定め、市等の責務を明らかにするとともに市の施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに健全な口腔機能を獲得し、及び維持し、並びに口腔機能を向上させることをいう。
- (2) 歯科医師等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者をいう。
- (3) かかりつけ歯科医 市民の歯と口腔の健康づくりを日常的に把握し、歯及び口腔の健康相談、治療等に対応する歯科医師をいう。
- (4) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (5) 福祉関係者 社会福祉に関する職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (6) 8020運動 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例第10条第13項に規定する運動をいう。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関し、すべての市民の自主的な努力を促進すること。

(2) 全ての市民が歯科に係る健康診査、保健指導及び教育並びに医療を受けることが出来る環境の整備を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の歯及び口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、自ら歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、歯科疾患を予防するとともに定期的に歯科健診又は歯科医療を受け、生涯にわたって歯と口腔の健康に取り組むように努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の役割)

第6条 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、市が講ずる歯と口腔の健康づくりに関する対策に協力するよう努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、歯科医療機関がかかりつけ歯科医の機能を十分に発揮できるよう、良質かつ適切な歯科健診、保健指導及び歯科医療を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

(教育関係者・保健医療関係者及び福祉関係者の役割)

第7条 教育関係者・保健医療関係者及び福祉関係者は、基本方針にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 市内に事業所を有する事業者は、その事業所において雇用する従業員に対する歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保するよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 妊産婦を対象とした歯科疾患の予防対策等を推進すること。

- (2) 乳幼児期及び学齢期において、歯科医療等業務従事者及び教育関係者との連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能を獲得するための施策等を推進すること。
- (3) 成人期において、歯科医療等業務従事者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策を推進すること。
- (4) 高齢期において、オーラルフレイル（口腔機能が弱まっていく状態をいう。以下この号において同じ。）の進行が、心身の機能の低下につながることから、オーラルフレイルを早期に把握し、回復させ、及び予防する取組を推進すること。
- (5) 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難なものについて、歯科医療等業務従事者及び福祉関係者との連携を図りつつ、訪問による歯科医療、適切な口腔のケア等を推進すること。
- (6) 食育、喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供その他の必要な施策を推進すること。
- (7) 周術期における歯科疾患の治療及び口腔ケア等を行うため、医科及び歯科の連携体制の構築を図ること。
- (8) 災害発生時における歯科医療又は歯科保健の提供体制の確保及び災害に備えた当該体制の整備を推進すること。
- (10) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主手的な努力を推進するため、8020運動を推進すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。

（基本的な計画）

第10条 市長は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。当該計画を変更したときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。